

令和2年8月6日

内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、
「電子契約システムを用いたマンスリーマンション事業に係る
定期建物賃貸借契約書面の作成に関する実証」
が認定されました。

gooddays ホールディングス株式会社が、新技術等実証制度（「規制のサンドボックス制度」）に基づいて申請した「電子契約システムを用いたマンスリーマンション事業に係る定期借家契約書面の作成に関する実証」に関する新技術等実証計画（以下「実証計画」という。）に対して、本日、主務大臣である法務大臣及び経済産業大臣が認定しました。

この実証計画では、借地借家法において、書面によってしなければならないこととされている定期建物賃貸借契約（以下「定借契約」という。）を、電子的な手段を用いて作成し印刷した書面を用いて行った場合でも、同法により保護される賃借人の利益が損なわれることがないかを実証します。

具体的には、マンスリーマンション事業者と入居者間の定借契約において、申請者が提供する電子契約システムを用いて書面の契約書の原本を生成する場合に、契約手続を書面だけにより行う場合と比較して、賃借人が契約内容を十分に理解することができること等を確認します。また、副次的な効果として、テレビ会議等を活用した事前説明が促進されることで、定借契約の更なる活用が増えるかどうかについても確認を行います。（※実証計画の概要は資料1のとおり）

「規制のサンドボックス制度」において、借地借家法分野における電子契約システムの活用についての実証計画を主務大臣が認定するのは、

これが初めてとなります。

【参考】

規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房（日本経済再生総合事務局）に、政府の一元的窓口が設けられており、一元窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。（規制のサンドボックス制度の仕組みは、資料2のとおりです。）

【問合せ先】

内閣官房 日本経済再生総合事務局（新技術等社会実装推進チーム）

担当：田邊、浦野

03-5253-2111（内線 84834）、03-3581-0769（直通）

【主務省庁 問合せ先】

法務省 民事局参事官室

担当：周藤

03-3580-4111（内線 5673）、03-3592-7114（直通）

経済産業省 商務情報政策局情報産業課

担当：飛世、高野、月岡

03-3501-1512（内線 3981）、03-3501-6944（直通）

【認定事業者 問い合わせ先】

gooddays ホールディングス株式会社

担当：小野

090-8306-2251

（以 上）